

報告書 | 2021

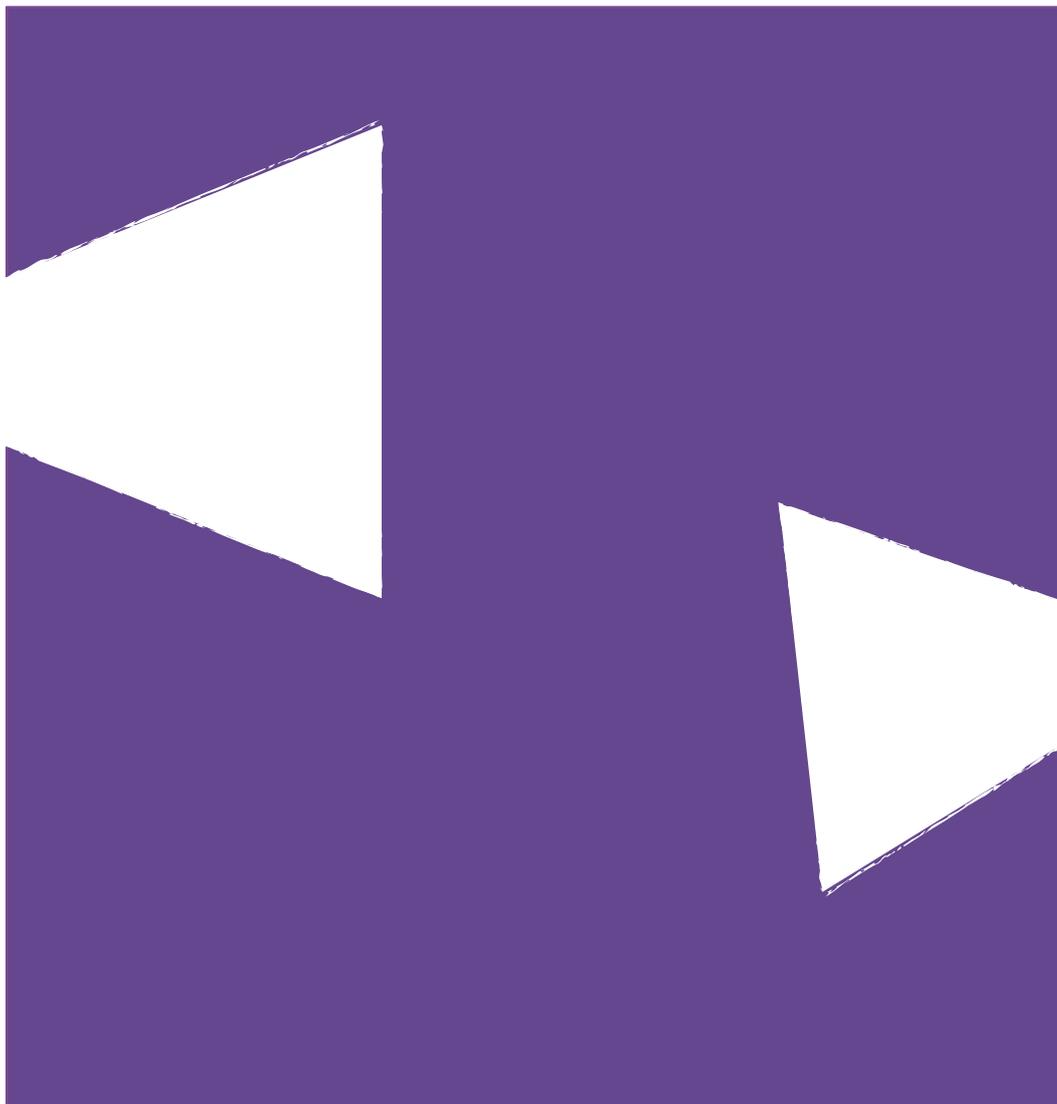
鹿児島県

子どもたちの

男女共同参画学びの広場推進事業

学校における男女共同参画研修資料

ワークショップ実施のための教職員用手引き



鹿児島県

はじめに

「ちがいはまちがいで(ちがいはまちがいでではない)」、「I(わたし)メッセージで話してみよう」めぐさん(高崎恵さん)が語りかけます。次第に子ども達の手が挙がりはじめ、ある子はハキハキと、ある子は言葉を探しながらゆっくりと発表します。まわりの子ども達は静かに友達の言葉に耳を傾けます。

シジエカキで、グループ分けゲームで、話し合いで、子ども達はどんなことに気づき、どんなことを思い、考えたのでしょうか。「子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業」は、「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」(平成25～29年度)及び「第3次同計画」(平成30～令和4年度)における戦略的取組のひとつ「子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組」の中核事業として、平成25年度から実施しています。

地域全体で人権意識や男女平等意識の醸成を図ることを目指して、児童・生徒のワークショップ、教職員セミナー、保護者・地域のワークショップを一体的に行っており、これまでの9年間に、41市町村の延べ98校、延べ12,395人に参加していただきました。

今年度も新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、11の小・中学校で実施しましたが、西之表市立住吉小学校では全日程が中止に、三島村立三島硫黄島学園では「学びの広場」初のリモート開催に、南さつま市立川畑小学校では保護者・地域のワークショップが中止に、また、実施できた各校にも日程の変更や感染予防対策など大変御尽力いただきました。

各学校、各市町村教育委員会、各市町村、男女共同参画地域推進員はじめ、本事業の計画・実施にあたり連携・協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

本報告書は、参加者の感想とともに、学校における男女共同参画の研修資料や参加型学習を実践するための手引きとなるようにとりまとめました。本報告書を御活用いただくことで、学校教育における男女共同参画がより一層推進されるように願っております。

子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業コーディネーター

高崎 恵さん

メディアで働けなめで、多様性を尊重できない社会の在り方に疑問を感じ、2002年よりオフィスピュアに所属。男女共同参画関連講座における、ワークショップという学びのスタイルの有用性を実感し、学校、地域、自治体、企業等においてワークショップで男女共同参画を学ぶ講座を実施。

ワークショップデザイナー／多様性トレーナー

目次

はじめに 1

学校における男女共同参画推進のために(先生方の研修のためのページ)

男女共同参画に関する基礎知識 2

男女共同参画の視点を踏まえた学校教育の在り方 7

鹿児島県の取組 ～学校における取組の根拠と具体～ 8

事業募集要項 9

子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業の実際

児童・生徒、保護者・地域の方々を対象にしたワークショップ 10

教職員を対象にした研修 13

学校からの報告 15

鹿児島市立坂元台小学校

15

鹿児島市立瀬々串小学校

17

三島村立三島硫黄島学園

19

枕崎市立桜山小学校

21

南さつま市立川畑小学校

23

長島町立鷹巣中学校

25

霧島市立牧園中学校

27

始良市立竜門小学校

29

曾於市立財部南小学校

31

肝付町立波野小学校

33

奄美市立朝日中学校

35

児童・生徒ワークショップ実施後の振り返りシート 37

おわりに《高崎 恵さんからのメッセージ》 38

学校における男女共同参画推進のために（先生方の研修のためのページ）

男女共同参画社会を実現するためには、子どもたちに日々接している先生方の力が必要不可欠です。この資料は、先生方に男女共同参画について理解を深め、推進していただくために作成しました。ぜひ、職員研修等で活用してください。

男女共同参画に関する基礎知識

1 男女共同参画推進のあゆみ（国際社会・国・鹿児島県）

1945	婦人参政権の獲得
1946	日本国憲法（1946 公布，1947 施行） 第13条（個人の尊重）すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。 第14条（法の下での平等）すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
1967	国連総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 ※60年代後半～70年代 欧米を中心に女性解放運動が盛り上がる
1975	国際婦人年 第1回世界女性会議（メキシコシティ） 「育児休業法」成立（昭和51年施行，女子教員・看護婦・保母を対象）
1979	国連総会「女子差別撤廃条約」採択～「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」
1985	「女子差別撤廃条約」日本政府批准 ①国籍法の改正（父系優先血統主義→父母両系血統主義へ） ②男女雇用機会均等法（1985 制定，1986 施行） ③家庭科の男女共修（中学校 1993～，高校 1994～）
1991	「育児休業法」公布
1995	「育児休業法」を「育児・介護休業法」へ改正（介護休業に関する部分を平成11年から実施）
1999	「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月施行）（以下基本法） 事実上の平等をめざす包括法 家庭・職場・学校・地域等あらゆる場における“事実上の男女平等”をめざす包括法・・・国・地方公共団体・国民の責務を規定 ※男女共同参画－それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成をめざすものである。 (男女共同参画ビジョン 96年) ----- 基本理念－同法 第3条（男女の人権の尊重） 第4条（社会における制度又は慣行についての配慮） 第5条（政策等の立案及び決定への共同参画） 第6条（家庭生活における活動と他の活動の両立） 第7条（国際協調） 国民の責務 第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
2000	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布・施行
2001	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）公布・施行 「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布（2002 施行）
2003	鹿児島県男女共同参画センター設置
2004	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 （「配偶者からの暴力」の定義の拡大，都道府県への基本計画の策定義務化等）
2005	「第2次男女共同参画基本計画」策定
2006	「男女雇用機会均等法」改正（性別による差別禁止の範囲拡大，間接差別規定の導入等）
2007	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008	「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定
2010	「第3次男女共同参画基本計画」策定
2013	「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定
2015	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定
2018	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定
2019	「女性活躍推進法」，「男女雇用機会均等法」，「育児・介護休業法」，「労働施策総合推進法」改正
2020	「第5次男女共同参画基本計画」策定

2 男女共同参画社会とはどのような社会か

(1) 男女共同参画社会とは

○基本法第2条による定義○

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

○基本法前文○

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

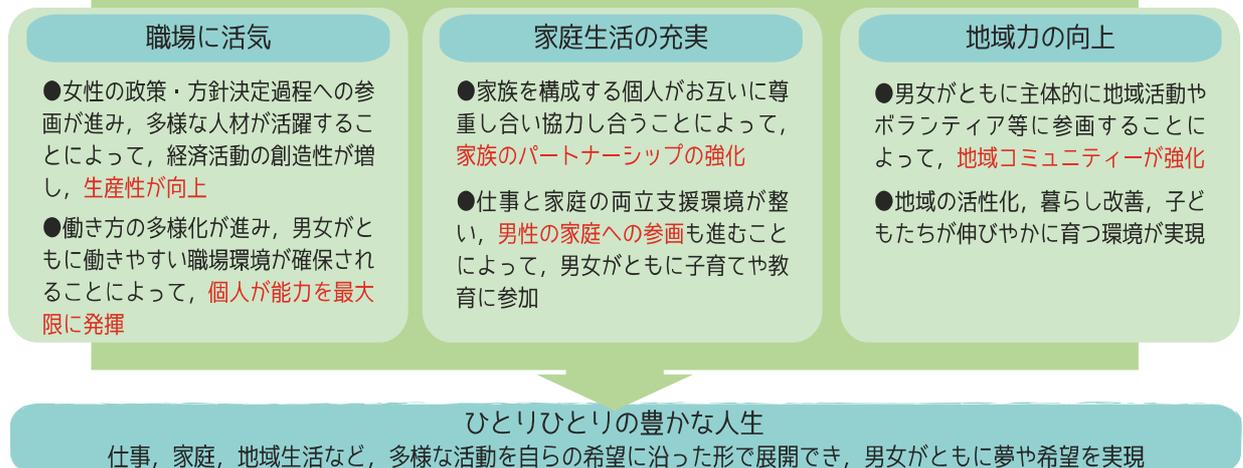
(2) 目指すべき社会—第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会



○男女共同参画社会のイメージ図○

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会



2 男女共同参画 関連用語

用語	解説
M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。(国第5次男女共同参画基本計画)
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。(国第5次男女共同参画基本計画)
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。(国第5次男女共同参画基本計画)
性的少数者 (性的マイノリティ)	レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人)等が、人口に占める割合が少ないことから性的少数者と言われることがある。(第3次鹿児島県男女共同参画基本計画)
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。(国第5次男女共同参画基本計画)
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。(国第5次男女共同参画基本計画)
デートDV (交際相手からの暴力)	結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。(第3次鹿児島県男女共同参画基本計画)
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基本法第2条第2号)
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。(国第5次男女共同参画基本計画)
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。(第3次鹿児島県男女共同参画基本計画)
GGI (ジェンダー・ギャップ指数)	スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が作成。次の4分野からなり、0が完全不平等、1が完全平等を示す。 【経済分野】・労働参加の男女比 ・同一労働における「賃金の男女格差」 ・推定労働所得の男女比 ・管理的職業従事者の男女比 ・専門・技術者の男女比 【教育分野】・識字率の男女比 ・初等、中等、高等学校の就学率の男女比 【健康分野】・出生児性比 ・健康寿命の男女比 【政治分野】・国会議員(下院)の男女比 ・閣僚の男女比 ・最近50年における行政の長の在任年数の男女比 (国令和3年版男女共同参画白書)

○その他の関連用語は、国や県の基本計画、次のホームページなどを参考にしてください。

- ・「鹿児島県ホームページ」→「くらし・環境」→「人権・男女共同参画」
- ・「内閣府男女共同参画局ホームページ」

3 男女共同参画社会の形成の促進を図る必要性

- 普遍的価値「人権」の確立に向かう普遍的取組
- 社会経済情勢の急速な変化への対応

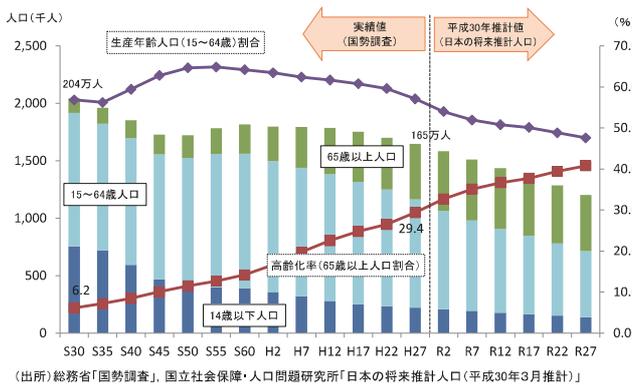
<本県・全国の社会経済情勢の変化>

(1) 人口減少・少子高齢化の進行と労働力人口の減少

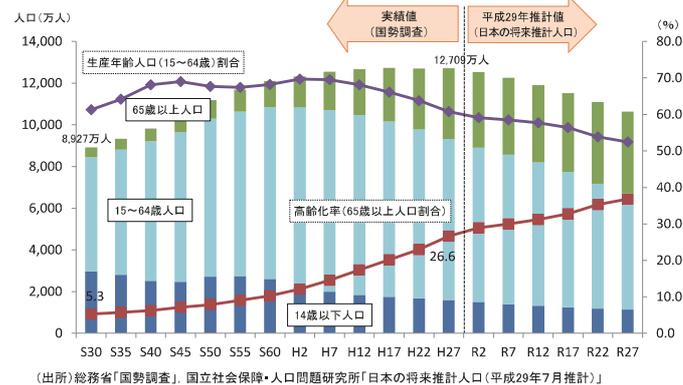
本県の総人口は、昭和30年の約204万人をピークに減少に転じ、平成27年には約165万人となっており、今後人口減少は加速的に進行することが予想されている。年齢区分別の人口推移を見ると、14歳以下人口や15～64歳の生産年齢人口は減少する一方、65歳以上人口は増加してきている。

その結果、本県の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、昭和30年の6.2%が平成27年には29.4%に上昇し、全国より高い水準で推移している。

【本県】



【全国】



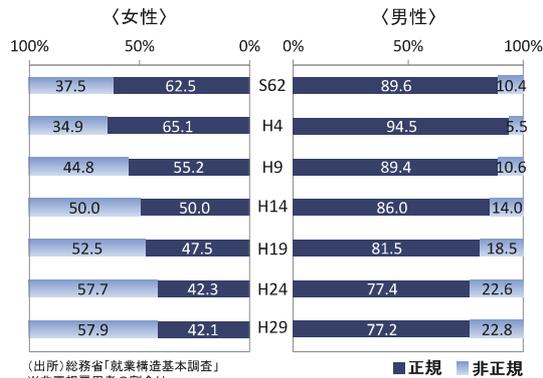
(2) 非正規雇用者の増加と貧困・格差の拡大

本県の状況において、非正規雇用者の割合は増加傾向にあり、性別で見ると、男性に比べて女性の方が非正規雇用者の割合が高くなっている。

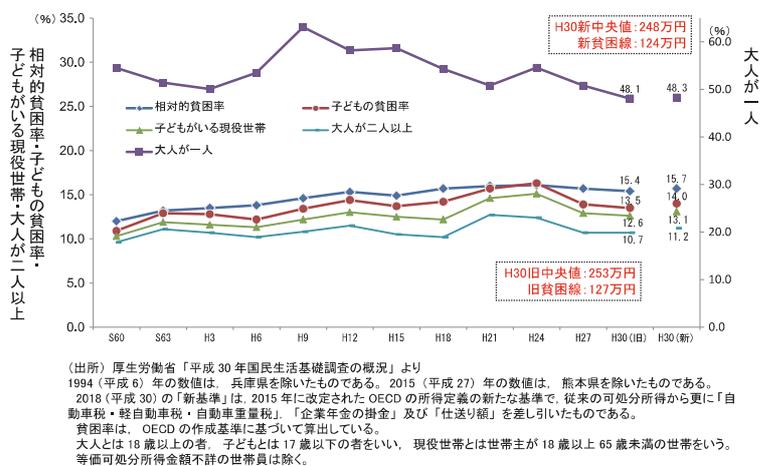
また、平成30年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は15.4%(対平成27年△0.3ポイント)となっている。

「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)の世帯員についてみると、12.6%(対平成27年△0.3ポイント)となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では48.1%(対平成27年△2.7ポイント)、「大人が二人以上」の世帯員では10.7%(対平成27年△0ポイント)となっている。

●非正規雇用者の割合の推移【本県】



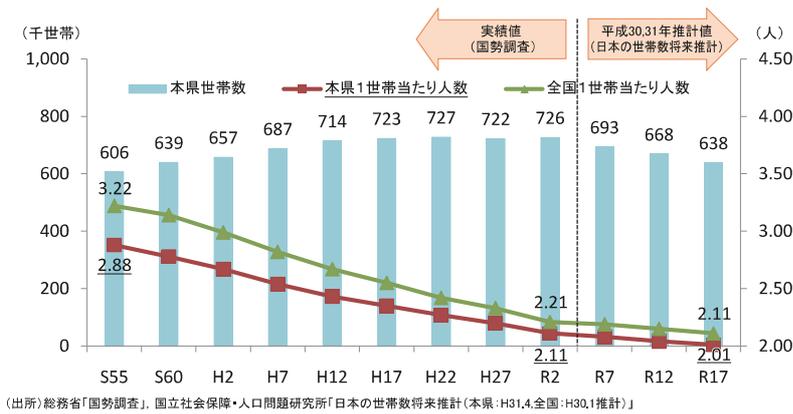
●貧困率の年次推移【全国】



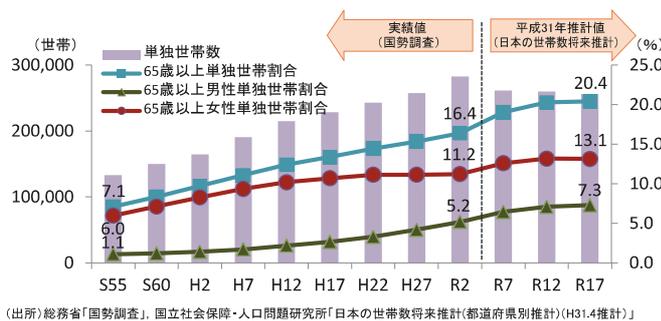
(3) 家族形態の多様化

県の総人口は減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にあったが、平成27年に減少に転じ、今後は一層減少することが予測される。あわせて、単独世帯数も減少に転じることが予測されるが、65歳以上の高齢単独世帯は増加傾向にあり、特に高齢女性の単独世帯は、男性の約2倍以上となっている。また、世帯数に占める母子世帯の割合は、父子世帯に比べ高くなっている。

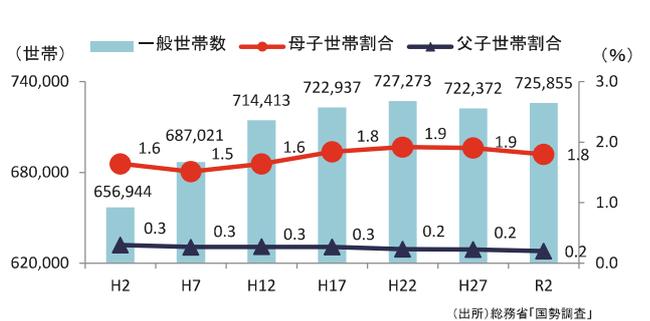
●世帯数（一般世帯），世帯当たり人数の推移と将来推計〔本県・全国〕



●単独世帯数，一般世帯総数に占める65歳以上単独世帯（性別）の割合の推移・将来推計〔本県〕



●一般世帯数，一般世帯に占める母子世帯，父子世帯の割合の推移〔本県〕



4 知っておきたい日本の現状（内閣府，総務省等のデータから）

(1) 国際的に見た日本の位置

- 世界における男女格差指数*(GGI-ジェンダー・ギャップ指数)は、日本は世界156カ国中120位(2021年)
*世界経済フォーラムが発表する経済参画、教育、保健、政治参画の4分野のデータから構成する男女格差を測定する数値
- 近年上昇傾向にあるものの、令和2(2020)年における管理的職業従事者に占める女性の割合は13.3%であり、諸外国に比べると低い水準となっている。(内閣府「令和3年版男女共同参画白書」*以下「白書」)

(2) 国内，県内の状況

- 全国・県ともに生産年齢人口は減り続け、高齢化が続く。世帯当たりの人数減少、65歳以上の単独世帯数の増加(P5の(1)(3)参照)
- 男女とも、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考え方(性別役割分担意識)に反対する者の割合「(反対)」「どちらか」というと反対は、男女ともに長期的に上昇傾向にある。
(「白書」,県男女共同参画室「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」*以下「県民意識調査」)
- 男女の地位の平等感については「社会通念、慣習、しきたりなどで」、「地域社会の中で」、「職場の中で」では、男性の方が優遇されているという回答が多い。(「県民意識調査」)

(3) 家庭における男女共同参画

- 共働き世帯数は年々増加しており、近年は男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を大きく上回っている。(「白書」)
- 6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は、共働き世帯、夫有業・妻無業世帯ともに、平成18(2006)年以降増加傾向にあるが、妻と比較すると低水準である。(「白書」)
- 男性の育児休業取得率は、近年上昇しているものの、依然として低水準である。(「白書」)

(4) 教育分野における男女共同参画

- 女子の大学(学部)への進学率は平成期を通じて大きく上昇したが、なお、男子より低く、理学、工学で女子学生割合が特に低い等、専攻分野によって男女の偏りがある。(「白書」)
- 研究者に占める女性の割合は緩やかな上昇傾向にあるが、令和2(2020)年3月現在で16.9%と、諸外国と比べて低い。研究者の大半を占める工学・理学分野の女性研究者割合が特に低い。(「白書」)

義務教育過程において、子どもの頃から男女共同参画の意識を育む教育が重要！